統 審 議 第 7 号 平成17年7月8日

総 務 大 臣 麻 生 太 郎 殿

統計審議会会長 美添泰人

諮問第301号の答申 平成17年に実施される社会教育調査等の計画について

文部科学省は、平成17年に実施を予定している社会教育調査(指定統計第83号を作成するための調査)及びこれと密接に関連する統計報告の徴集として実施を予定している生涯学習・社会教育施設等調査について、少子高齢化、国際化、情報化等が急速に進む中での社会教育・生涯学習に係る基礎資料の整備を図るため、「平成14年に実施される社会教育調査等の計画について」(諮問第284号に対する答申)(以下「前回答申」という。)及び「統計行政の新たな展開方向」(平成15年6月27日各府省統計主管部局長等会議申合せ)の指摘を踏まえ、近年の社会変化と施策の重点分野に対応した調査事項の追加・変更等、調査対象施設の捕捉方法の見直し等を行った上で実施することを計画している。

本審議会は、今回の改正計画全般について、統計体系の整備、統計需要への対応、 調査の効率的実施等の観点から審議した結果、下記の結論を得たので答申する。

記

社会教育調査は、戦後間もなくして社会教育法(昭和24年法律第207号)が制定され、 社会教育行政推進の法的根拠が確立したものの、その後の社会教育行政を推進する上 での基礎資料が必ずしも十分でなかったことから、既往統計調査の体系化等を行うこ とにより、昭和30年8月に、社会教育の基本的事項を明らかにすることを目的とした 指定統計調査として整備された。

社会教育調査は、その後、関連する統計報告の徴集及び届出統計調査の指定統計調査への統合や、調査票の新設・廃止等が繰り返し行われた経緯があるものの、その基本的な構成や調査内容は変わることなく今日に至っている。すなわち、本調査等においては、発足当時から、施設の設置、専門職員の配置及び学習機会の提供の3点に着目し、その基本的役割を社会教育行政に必要な基礎資料を提供することとしており、このことは今日においても変わっていないと考えられる。

こうした中、平成2年に、広く学校教育、社会教育及び文化の振興を視野に入れた 生涯学習の振興を目的として、生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関 する法律(平成2年法律第71号)が制定され、生涯学習社会の実現に向けた生涯学習に係る機会の整備・推進が、その後の文部科学省の重要施策として位置づけられるところとなった。こうした変化の中で、社会教育調査等についてみれば、社会教育行政推進のための基礎統計としてだけでなく、生涯学習分野の関係統計としての役割も事実上担ってきている。

また、社会教育・生涯学習活動については、社会教育施設における事業や活動に限らず、大学における公開講座の開催等学校や民間事業者・団体等において多種多様な取組等の新しい動きがみられ、行政が重点的に取り組むべき施策の内容は変化してきている。しかしながら、本調査の基本的な枠組みは、調査開始後50年を経過した今日においても変わっていないため、前回答申で指摘したように、その全体像を明らかにするための統計の整備は十分とは言えない状況にある。このため、前回答申では、社会教育・生涯学習活動の全体像をとらえる統計の在り方について、現在の統計体系の見直しを含め、検討する必要があると提言したところである。

以上の経緯を踏まえ、今回の改正計画を見ると、前回答申で今後の課題とした調査対象の捕捉方法や調査事項等について必要な改善が図られたことはおおむね評価できるが、統計体系の見直しを含めた社会教育・生涯学習活動の全体像をとらえる統計の在り方の検討については、必ずしも十分には対応されていない。

したがって、今回調査については、以下の改善を図った上で実施するとともに、次 回調査に向けて、以下の課題について検討することが必要である。

1 今回調査計画

(1) 調査の構成

今回調査計画は、調査対象施設及び活動主体の違い等により、指定統計調査、統計報告の徴集及び届出統計調査の11の調査票により調査する計画であるが、社会教育調査のうち教育委員会が行う活動等を把握する社会教育行政調査と首長部局の行う活動等を把握する生涯学習関連事業等調査(届出統計調査)は、同じ教育委員会を対象に、行政が行う社会教育・生涯学習の関連施設や活動の状況について把握するものであり、後者を前者に統合して実施することが適当である。また、その際、施設の分布統計を整備する観点から、首長部局に係る調査事項について、学級・講座を実施した関連施設数に関する事項を追加することが必要である。

(2) 調査事項

調査事項については、前回答申を踏まえ、民間事業者・団体等における生涯学習活動の把握及び施策の効果検証のための事項が設定されており、おおむね適当であるが、次の点を改善する必要がある。

ア 施設を対象とした調査票において、学級・講座等の実施主体の共催の状況が 把握できるよう、設問内容について見直しを行うこと。また、「受動喫煙対策の 状況」については、禁煙、分煙等の実施状況をより的確に把握できるよう、そ の設問を見直すこと。

イ 社会教育行政調査票において、「5 社会教育委員」のうち「青少年に関する

事項について指導助言する者」の内訳については、現在の社会教育委員の活動 実態等を勘案し、その内訳区分を統合すること。

(3) 集計及び結果の公表

調査結果の地域別表章については、都道府県別に行う計画であるが、施設の整備 状況等の基本的事項を把握するという本調査目的にかんがみると、本調査結果は、 分布統計の作成・提供が必ずしも十分なものとなっていない。したがって、本調査 については、小地域統計の整備の観点から、基本的事項については市区町村別集計 を行い、広く国民の利用に供することが必要である。

なお、調査実施者における集計事務等の体制を考慮し、調査の効率的実施と結果 の早期公表を確保するための方策を検討する必要がある。

2 今後の課題

本審議会は、今回調査計画については、上記1のとおり、前回答申を踏まえ改善を一歩進めることを提言しているが、今後、生涯学習社会の実現に向けて、社会教育行政を含めた関係施策の基礎資料の的確な整備を行うことは極めて重要と考えられる。したがって、文部科学省は、社会教育調査及び生涯学習・社会教育施設等調査並びに同省の関連統計調査について、社会教育・生涯学習の全体像を把握し、行政の課題に的確に対応した基礎資料を整備する観点から、次回調査までに、調査の在り方及び調査体系を見直すことが必要である。

なお、その際、見直し後の調査において、調査結果の様々な集計、分析、利用等が可能となるよう、調査範囲及び調査の単位、経理事項の把握等調査の企画・設計についても十分検討する必要がある。